

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税納税通知書を発送します 伊奈庁舎国保年金課（内線4410）

令和8年度国民健康保険税納税通知書（納税通知書）は、7月8日(水)に世帯主あてに発送予定です。

国民健康保険税（以下「国保税」）は、世帯単位（世帯主課税）のため、世帯主がほかの保険に加入している場合でも、納税通知書などは世帯主あてに発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

▶税額

国民健康保険加入者の前年中の所得で算定します。未申告の方は、国保税が正しく算定されない状態のまま納税通知書をお送りすることになりますので、申告するようお願いいたします（申告についてのお問い合わせは税務課へ）。

▶年度の途中で75歳になる方

75歳になる月の前月分までの税額となっており、75歳になった後の税額は含まれていません（75歳からは後期高齢者医療制度に移行します）。

▶納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合
同封の納付書または口座振替で、各納期限までに納付してください。口座振替の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に国保税が差し引かれるため、ご自身の納付は必要ありません。

国民健康保険税を改定しました 伊奈庁舎国保年金課（内線4410）

国民健康保険の安定した運営のため、令和7年度から国民健康保険税（以下「国保税」）の税率などを改定しており、令和8年度についても下記のとおり改定します。

▶改定1 医療保険（基礎課税額）分、後期高齢者支援金分、介護保険分の税率などの引き上げ

安定した国民健康保険の運営のため、下表のとおり国保税の税率などを改定しました。

▶改定2 子ども・子育て支援金制度に伴う税率などの新設

4月から子ども・子育て支援金制度が始まりました。この制度は「子どもや子育て世帯を社会全体で支えていこう」という仕組みで、国保税と合わせて負担していただくことになります。

区分		改定前	改定後
医療保険（基礎課税額）分	所得割	5.9%	6.0%
	均等割	2万5,700円	2万9,600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.1%	2.4%
	均等割	1万4,300円	1万5,100円
介護保険分 (40歳から65歳未満の方)	所得割	1.5%	1.8%
	均等割	1万4,700円	1万5,600円
子ども・子育て支援分（新設） (18歳以上)	所得割	—	0.2%
	均等割	—	900円

▶税額の算出

国保税は、加入者全員にかかる「医療保険（基礎課税額）分」「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の方にかかる「介護保険分」、「子ども・子育て支援金分」の合計が1年間の税額となります。なお、それぞれ前年中の所得に応じて負担する「所得割」と、加入者全員が負担する「均等割」があります。

※18歳未満の方の「子ども・子育て支援金分」の均等割額は全額減額されます。

▶改定3 課税限度額の引き上げ

国保税には年間の上限度額（課税限度額）が定められています。国の改定に合わせ、下表のとおり改定しました。

区分	改定前	改定後
医療保険（基礎課税額）分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円 ※変更なし	
介護保険分	17万円 ※変更なし	
子ども・子育て支援金分	—	3万円
計	109万円	113万円

